

様式第2号（9条関係）
富士吉田市公告第16号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおりプロポーザル方式における参加者を招請します。

令和8年4月7日

富士吉田市長 堀内 茂

1. 件名、履行内容及び履行期限

件名：人口減少対策分析・政策効果検証業務委託

履行内容：別添「人口減少対策分析・政策効果検証業務委託仕様書」に
記述する業務及び提案に基づいた内容の業務

履行期限：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

2. 参加者の資格要件及び参加条件

単独企業による参加申込みの場合は、次の（1）から（8）の要件を満たさなければならない。また、共同企業体による参加申込みの場合は、（9）の要件を満たさなければならない。

（1）富士吉田市入札参加資格者名簿に登載され、当該契約案件に対応する種目について登録が認められた者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

（3）「富士吉田市工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと及びいずれの自治体においても入札参加資格停止（指名停止）を受けていないこと。

（4）申請提出期限の日または指名通知の日以前6か月以内に手形または小切手の不渡りは出していないこと。（不渡りによる取引停止処分を受けた場合、処分を受けた日から2年を経過していることを含む。）

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立はしていないこと。

(6) 富士吉田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 16 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）または暴力団員等がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。

(7) 富士吉田市に納税義務がある参加者の場合にあっては、市税等の滞納がないこと。

(8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触していないこと。

(9) 共同企業体で参加申込みをする場合は、以下の要件を全て満たしていること。

ア 共同企業体は 2 者以内で構成されていること。

イ 共同企業体の代表構成員が申込み者であること。

ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。

エ 共同企業体の代表構成員については、上記（1）～（8）を満たし、その他構成員については、（2）～（8）の要件を満たしていること。

3. 担当部課

富士吉田市役所 企画部企画課

住 所：〒403-8601 富士吉田市下吉田六丁目 1 番 1 号

T E L：0555-22-1111

F A X：0555-22-0703

E-mail：kikaku@city.fujiyoshida.lg.jp

4. プロポーザル参加申請書及び企画提案書等提出期限、場所及び方法 プロポーザル参加申請書

提出期限：令和 8 年 4 月 22 日（水） 午後 5 時までに必着のこと。

提出場所：富士吉田市役所 企画部企画課

提出方法：上記提出場所へ持参または郵送すること。

土、日、祝日を除いた午前9時から午後5時まで必着
持参の場合は事前に企画課へ連絡すること。

郵送の場合は簡易書留郵便により提出のこと。

企画提案書等

提出期限：令和8年5月15日(金) 午後5時までに必着のこと。

提出場所：富士吉田市役所 企画部企画課

提出方法：上記提出場所へ持参または郵送すること。

土、日、祝日を除いた午前9時から午後5時まで必着
持参の場合は事前に企画課へ連絡すること

郵送の場合は簡易書留郵便により提出のこと。

5. 説明会の有無

説明会の開催なし

6. 企画提案書を特定するための評価基準及び評価方法

提出書類のみでの審査とし、プレゼンテーション・ヒアリング等は実施しない。

(人口減少対策分析・政策効果検証業務委託に係るプロポーザル評価基準参照)

7. ヒアリングの有無

ヒアリングは実施しない。

8. 業者選定予定日

令和8年5月25日(予定)

9. 結果公表の方法

審査結果については、参加業者すべてにその結果を通知し、富士吉田市のホームページにも結果を掲載する。

なお、選定結果に関する異議申立等は、一切受け付けない。

10. 予定価格（提案上限額）

¥16,460,000－（消費税を含む）

委託料の支払いは完了払いとする。

11. 審査結果が同点となった場合の措置

総合評価点が同点の場合には、「人口減少対策分析・政策効果検証業務に係る委託候補者評価委員会」の協議により、最適者を決定する。

12. 参加者が2者未満となった場合の措置

参加希望者が2者未満となった場合においても、企画提案書の提出及び審査を行い、評価委員会において評価基準に基づき審査及び評価を行い、基準を満たすと認められる場合には最適者として選定する。

13. その他必要な事項

その他、必要な事項については、「人口減少対策分析・政策効果検証業務に係るプロポーザル実施要項」を参照